

# まちづくり実践者育成事業企画運営等業務委託仕様書

## 1 業務名

まちづくり実践者育成事業企画運営等業務委託

## 2 委託の目的

地域商業の持続的発展を図るため、商店街等の商業者グループの若手経営者やまちづくりに関心のある若者・企業及びすでに活動している実践者等に対して、主体的かつ協働的に地域活動等を行うために必要な知識を学ぶ機会を提供することにより、自分たちでつながりを作り地域を巻き込みながら活動の幅を広げることのできる人材を育成することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 事業内容

本事業はその成果として、できるだけ多くの研修受講者が地域で活躍できるようになることを目指し、下記の(1)～(5)を行う。ただし、本事業の遂行のために、より効果的な提案がある場合には、この限りではない。

また、本事業の適正性を確保し、実効性をより高めるため、以下の①～②に留意することとする。

- ① 内容・プログラムについて大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課（以下「担当課」という。）及び講師と綿密に打ち合わせる事。
- ② 十分な集客ができるよう、関係各機関への呼びかけ、潜在的受講希望者の掘り起こし等、積極的な働きかけを行うこと。ただし、謝金等の便益提供による参加者募集は禁止する。

詳細については、事業の執行の際に改めて担当課と協議の上、決定することとする。

### (1) まちづくり実践者育成研修の開催

ワークショップの企画調整や進行にかかるスキルを学ぶことを通じて、主体的かつ協働的に地域で活動できる人材を育成するため、ワークショップの体験・企画運営の流れ・自らの企画提案をセットとした研修を開催する。

なお、研修は単なる事例紹介等ではなく、実践的なスキルを習得できる内容とするとともに、各地のまちづくり実践者等とのネットワークも形成できるような工夫を凝らすこととする。受講者についても、毎回募集するセミナー形式ではなく、同一の受講者が各回に参加する通年型の研修とする。

また、会場に参加できなかった受講者が後日、臨場感を持って映像受講できるよう、動画配信を行うこと。

- ① 研修内容に関すること（計8回、2時間程度/回）
  - (ア) 研修はワークショップ1種類あたり3回（体験・企画者や講師からの学び・企画提案）実施を基本とし、2種類のワークショップを開催すること
  - (イ) (ア)の開始前、終了後には、オリエンテーション及び発表会を行うこと
  - (ウ) 実施するワークショップのテーマ、講師選定など企画に関すること
  - (エ) 会場選定、設営、受付等の運営に関すること

※委託事業者がより効果的と考える内容があれば（ア）、（イ）の限りではないが、ワークショップにかかるスキルを学ぶ内容であること、また全体で8回開催の範囲内であること。
- ② 受講者の募集に関すること（20名程度/回）
  - (ア) 募集チラシの作成
  - (イ) 県内各地での周知
  - (ウ) 研修の趣旨や具体的内容を伝え、問合せの対応等も可能なWEBサイトの作成
- ③ 動画配信に関すること
  - (ア) 使用する資機材の選定や手配に関すること
  - (イ) 研修内容が正しく伝わるような配信とすること
- ④ 受講者のフォローアップに関すること
  - (ア) 必要に応じて研修受講中だけでなく受講者のフォローを行うこと

なお、研修に要する資料代及び交通費に係る研修受講費用は受講者負担とすること。

- (2) 事業の効果測定  
各事業実施後に受講者に対してアンケート等を行い、満足度や効果、達成度等を把握する。
- (3) 事業実施結果の作成  
全事業終了後、上記（1）、（2）に関する実績報告書を作成すること。
- (4) 打ち合わせ  
事業の適切な実施のため、定期及び随時、担当課と打合せを行うこと。
- (5) 適切な実施体制の構築  
上記事業を適切に行うよう、責任者及び業務配分を明確にした上で、本事業に適した担当者（※）を適切に配置する。不慮の事情で担当者が急きょ不在になったときの対応等も考慮して実施体制を整える。また、研修の講師、受講者等から急な対応を求められることもあることから、担当者及び緊急時の連絡方法について明示すること。  
※ まちづくりの趣旨、本事業の目的を理解していること。  
関係法令、政策の理解、学識、経験、実績等が信頼に足ること。

## 5 付記事項

### (1) 権利義務等の譲渡等

県はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

## 6 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

## 7 貸与資料

県が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は県の指示に従い、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を県に返却しなければならない。

## 8 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 9 補則

本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。